

キャリアアップ助成金制度の改正【概要】

雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正

キャリアアップ助成金（正規雇用等転換、多様な正社員関係）

（1）正規雇用等転換コースの見直し

- 派遣労働者を正規雇用労働者として直接雇用した場合の加算を拡充
1人当たり 10万円→30万円

【現行のコースの概要】

就業規則等に定められた制度に基づき、有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用した場合に助成する。

《助成金対象事業主》

- ・有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用した事業主

《支給額》※カッコ内は大企業の額

ア．有期→正規 1人当たり 50万円（40万円）

イ．有期→無期 1人当たり 20万円（15万円）

ウ．無期→正規 1人当たり 30万円（25万円）

※派遣労働者を正規雇用労働者として直接雇用した場合、1人当たり 10万円加算

※対象労働者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、1人当たりアは10万円、イとウはそれぞれ5万円加算

（参考）

＜キャリアアップ助成金における「正規雇用労働者」とは＞

- ①期間の定めのない労働契約を締結
- ②所定労働時間がフルタイム
- ③直接雇用
- ④勤務地又は職務が限定されていないこと
- ⑤就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給又は昇格等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇を受けているもの

（2）短時間正社員コースの見直し

- 短時間正社員コースを多様な正社員コースに名称を変更。
- 「勤務地・職務限定正社員制度」の新規導入・適用した場合の助成を創設
1事業所当たり 40万円（30万円）※カッコ内は大規模事業主の額
- 有期契約労働者等から勤務地限定・職務限定正社員に転換又は直接雇用した場合に助成
有期・無期→勤務地限定正社員、職務限定正社員

注) 正規雇用労働者からの転換は支給対象としない。

1人当たり 30万円 (25万円) ※カッコ内は大規模事業主の額

○ 派遣労働者を多様な正社員として直接雇用した場合の加算を創設

1人当たり 15万円

【定義】

＜キャリアアップ助成金における「勤務地限定正社員」とは＞

勤務地が、同一の事業主に雇用される正規雇用労働者の勤務地に比べ限定されている労働者として就業規則又は労働協約に位置付け（「正規雇用労働者」との違いは④）

複数の事業所を有する企業において、勤務地を特定の事業所（複数の場合を含む。）に限定し、当該事業所以外の事業所への異動を行わないものとする。具体的には、例えば以下の(イ)から(ハ)に該当するものとする。

(イ) 勤務地を一の特定の事業所に限定し、当該事業所以外の事業所への異動を行わないもの

(ロ) 勤務地を居住地から通勤可能な事業所に限定し、当該事業所以外の事業所への異動を行わないもの

(ハ) 勤務地を市町村や都道府県など一定の地域の事業所に限定し、当該事業所以外の事業所への異動を行わないもの

＜キャリアアップ助成金における「職務限定正社員」とは＞

職務が、同一の事業主に雇用される正規雇用労働者の職務に比べ限定されている労働者として就業規則又は労働協約に位置付け（「正規雇用労働者」との違いは④）

【現行のコースの概要】

就業規則等に定められた制度に基づき、労働者を短時間正社員に転換又は新たに短時間正社員として雇い入れた場合に助成する。

《助成金対象事業主》

・労働者を短時間正社員に転換又は新たに短時間正社員として雇い入れた事業主

《支給額》※カッコ内は大規模事業主

・有期・無期→短時間正社員 1人当たり 30万円 (25万円)

・正規→短時間正社員、短時間正社員の新規雇入れ 1人当たり 20万円 (15万円)

※対象労働者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、1人当たり 10万円加算